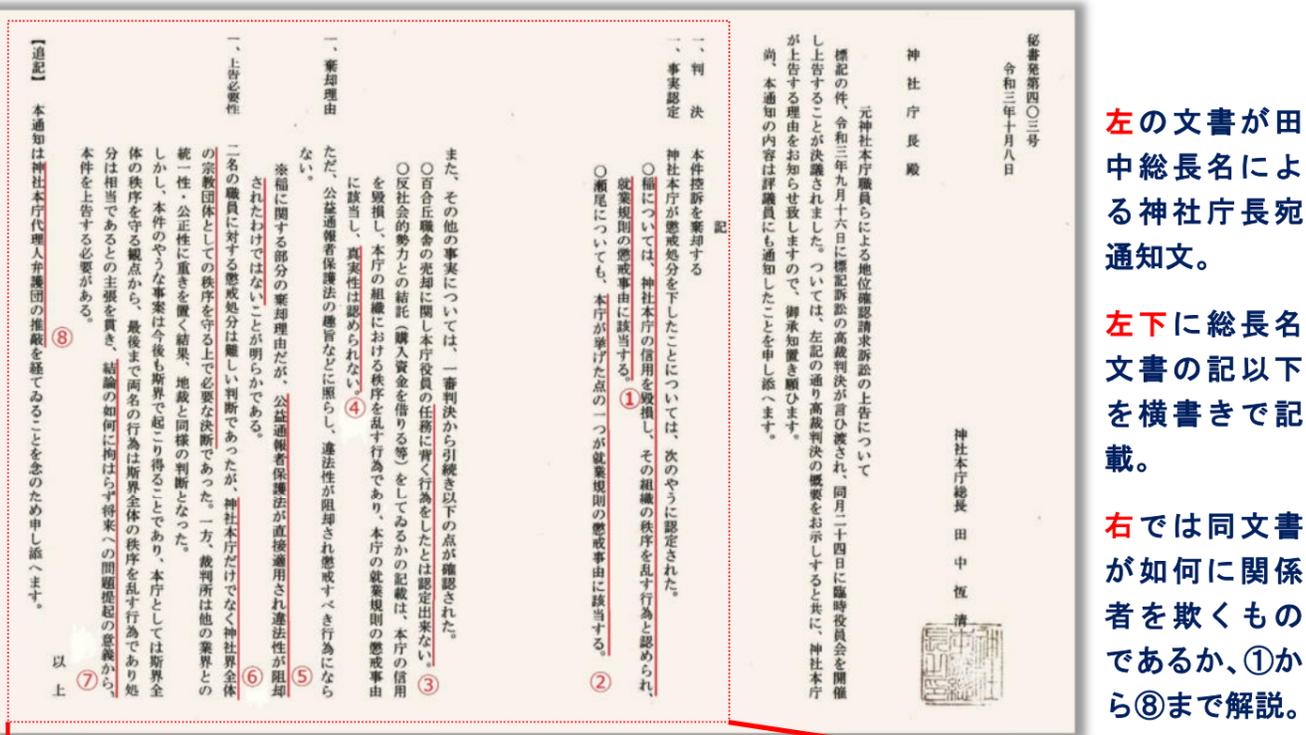


令和3年10月8日付田中総長名の文書「元神社本庁職員らによる地位確認請求訴訟の上告について」が記す判決概要及び上告理由の問題点
 弁護士 高池 勝彦(神社本庁の自浄を願う会代表)

以下に10月8日付総長名文書の問題点を列挙しました。本文書の裁判に関する説明や上告の理由は、どれも判決文中の一部を切り取って拡大解釈し、あるいは曲解して関係者を欺く内容となっています。皆様には、このような欺瞞文書に関係者に平然と送り付ける神社本庁現執行部の末期的と言える状況を見極めて戴き、賢明なご判断をされるようお願い致します。(令和3年12月1日)



左の文書が田中総長名による神社庁長宛通知文。

左下に総長名文書の記以下を横書きで記載。

右では同文書が如何に関係者を欺くものであるか、①から⑧まで解説。

【上記総長名文書の「記」以下の記載内

- 一、事実認定 神社本庁が懲戒処分を下したことについては、次のように認定された。
 - 稲については、神社本庁の信用を棄損し、その組織の秩序を乱す行為と認められ、就業規則の懲戒事由に該当する。 ①
 - 瀬尾についても、本庁が挙げた点の一つが就業規則の懲戒事由に該当する。 ②
 また、その他の事実については、一審判決から引続き以下の点が確認された。
 - 百合丘職舎の売却に関し本庁役員の任務に背く行為をしたとは認定出来ない。 ③
 - 反社会勢力との結託(購入資金を借りる等)をしてあるかの記載は、本庁の信用を棄損し、本庁の組織における秩序を乱す行為であり、本庁の就業規則の懲戒事由に該当し、真実性は認められない。 ④
- 一、棄却理由 だが、公益通報者保護法の趣旨などに照らし、違法性が阻却され懲戒すべき行為にならない。
 - ※稲に関する部分の棄却理由だが、公益通報者保護法が直接適用され違法性が阻却されたわけでないことが明らかである。 ⑤
- 一、上告必要性 二名の職員に対する懲戒処分は難しい判断であったが、神社本庁だけでなく神社界全体の宗教団体としての秩序を守る上で必要な決断であった。⑥一方、裁判所は他の業界との統一性・公正性に重きを置く結果、地裁と同様の判断となった。

しかし、本庁のやうな事案は今後も斯界で怒り得ることであり、本庁としては斯界全体の秩序を守る観点から、最後まで両名の行為は斯界全体の秩序を乱す行為であり処分は相当であるとの主張を貫き、結論の如何に拘はらず将来への問題提起の意義から、本件を上告する必要がある。 ⑦

以上

【追記】 本通知は神社本庁代理人弁護団の推敲を経てあることを念のため申し添へます。 ⑧

①判決文はこれに続いて「しかし、前記の各事実については、①いずれも真実性は認められないものの、原告稲が、これを真実と信じるに足る相当の理由があったといえ、②不正の目的であったとはいえず、③手段は相当であったといえる。したがって、公益通報者を保護し公益通報の機会を保障することが国民生活の安定などに資するとの公益通報者保護法の趣旨などに照らし、違法性が阻却され懲戒すべき行為に当たらないというべきである。」と記載。大胆にも結論を省いた摘まみ食いの典型である。

②判決文は、「処分理由2に係る行為は、部下に対し、上長からの命令に応じない旨を公然と表明し、被告の代表者を「大馬鹿者だ」と非難したもので、秩序を乱す行為といえるが、宴席における一回限りの発言であること、発言については、後に謝罪していることからして、降格(現職を免じ、給与等級を下げる)とすることは、重きに失する。」とし、「したがって、本件処分は、懲戒処分としての客観的合理的な理由がなく、社会通念上相当性を欠くものであり、無効である。」としている。これも都合の良い部分の切り取りである。

③確かに判決では、背任行為があったことを断定していない。しかしそれは、「背任行為がなかった」ことを証明したのではなく、神社本庁側が田中総長及び打田会長を裁判に出廷させなかったため、両氏の本件売買に対する具体的な関わりを検証する機会が無く、背任を構成する具体的事実まで明らかにすることが出来なかったことを表明しているに過ぎない。そもそもこの裁判は、懲戒処分の有効性を問うもので背任行為の有無を問うものではない。しかし、判決自体は背任の疑いがあることを前提としたもので、判決文では、被控訴人稲氏が「その事実を真実と信じたことには相当な理由がある」と判断している。刑事罰の対象となる背任行為の事実については、この民事裁判では断定できなかったと言っているに過ぎない。

④判決では、指定暴力団稲川会と中村銅市氏、中村銅市氏と緒形憲治氏、緒形憲治氏と緒形始氏、緒形始氏とディンプル社、ディンプル社高橋社長と神道政治連盟打田文博会長との関係をそれぞれ事実認定した上で、次のように判断している。「ディンプル社が、財団新施設の購入の際に資金を借りた者が稲川会系暴力団に所属する者であったとの事実は、前記1(2)カで認定した事実及び認定に供した証拠からすれば、原告稲においてこれを真実と信じるに足る相当の理由があるといえる。」これも、審理の前段だけ切り取り、結論を省いた摘まみ食いである。

⑤意味不明である。判決では解雇理由1、3について「公益通報者保護法の趣旨に沿った検討が必要である」とした上で「違法性が阻却されて懲戒すべき事由といえない」と明確に判断している。

⑥「宗教団体としての秩序」というものが如何なる秩序を云うのか、これも意味不明だが、まさか上層部が不正を働いたとしても、それは宗教団体としての宗教行為であるから批判や責任追及の対象にはならないとでも言いたいのであろうか。論理は完全に破綻している。

⑦上告棄却、または不受理となった場合(その可能性は極めて高い)、如何なる将来への問題提起となるのか、具体的に示していない。上告に時間稼ぎ以上の意義は認められない。

⑧弁護団の推敲を経てあるとあるが、本当に責任を持って推敲したのか、甚だ疑問である。

「元神社本庁職員らによる地位確認
請求訴訟の上告に関する報告」
(令和3年10月18日付・浅井隆弁護士)
に対する「自浄を願う会」の考え方
令和3年12月1日

去る10月20日に開催された評議員会と同日付で神社本庁は、代理人弁護士である浅井隆氏より同月18日に提出された「元神社本庁職員らによる地位確認請求訴訟の上告に関する報告」を各神社庁及び評議員に通知しました(同報告書は下記赤枠二頁の通り)。
この報告書は、評議員各位に「正確な事態の理解」を求めるために作成されたもののようです。しかし報告書は、控訴を棄却した高裁判決が重視した認定事実や判断については、全く言及しておりません。のみならず、読者に問題点を喚起するために引用したと思われる判決の文言は、その核心と言える部分を省いた上に判決における検討の順序を入れ替えるなど、誤解を与える内容となっています。今後もいくつかの題材を取り上げて発信していく予定としていますが、今回の内容から見て、正確な理解の助けには全くならないと思われます。
そこで本報告書に対する本会の考え方を取り纏め、皆様の理解の助けとすることと致しました。ご精読いただきますようお願い致します。

導入 これは控訴棄却の結論に至る高裁判決の審理過程の一部を切り取ったものである。
①は、田中総長、打田会長が本件売買価格に直接関与した事実は認め難いことから背任行為は認められないものの、背任行為などの一部の事実につき、真実であると信じるに足りる相当の理由がある、と明確に判断している。
②も、ディンプル社が稲川会系暴力団に所属する者から購入資金を借りた事実は、これを真実と信じるに足りる相当の理由があり、と判断している。詳細は、裏面の③を参照戴きたい。

引用A これは被控訴人稲の解雇理由1(本件文書の作成と公布)に係る「手段方法の相当性」についての神社本庁の補充主張に対する控訴審判決の引用である。引用文四行目の“原判決「事実及び理由」第3の2(1)カ(補正後のもの)”には、原告稲は、田中総長が被告の代表者であり、打田会長が政治団体の長であるため、被告の職員に対する通報では証拠の隠滅又は偽造・変造、自分に対する懲罰や、調査が実施されないおそれがあったことから、一部の理事に本件文書を交付する方法を採ったことなど、具体的な背景事情が記されている。本件文書(檄文)に関わる「正確な事態の理解」のためには、報告が省いたこの部分が特に重要と思われる。

展開 報告書は引用Aに続いて、檄文の内容や表現を引き合いに“「拡散」の意図はなかった”と問いかける。判決は“本件文書の拡散行為に同人自身が関与した事実は認められない。”と明確であっても、本庁側は稲に“「拡散」の意図があったと主張したいのであるが、檄文の内容からも分るように、拡散したら間違いなく自分に疑いがかかる内容の執行部糾弾の文書を、拡散させる意図があったとは到底考えられない。”
尚、判決文には、本件文書(匿名化版)を入手した中山議長が原田部長にファックス送信した6日後に、同部長は“部長全員を招集し、(略)作成に関与した者はいないか確認した”とあるが、同部長はこのとき配布した文書を回収していない。本庁側の杜撰な取り扱いが、文書の伝播に繋がった可能性もあることを付言する。

以下が、10月20日の評議員会終了後に、各神社庁長、評議員宛に送付された浅井隆弁護士による報告書

元神社本庁職員らによる地位確認請求訴訟の上告に関する報告
令和3年10月18日
弁護士 浅井 隆

本庁は、令和3年10月8日付「元神社本庁職員らによる地位確認請求訴訟の上告について」にてお知らせしたとおりの必要性から上告をしたものですが、今後、評議員の皆様には、より正確に事態をご理解いただきご協力を頂くうえで、定期的に本件の状況をご説明していこうと考えております。

そこで、まず今回は、高裁判決の判断の中で、神社界全体の秩序の観点から、到底理解出来ず納得できないと思われることのいくつかを、お示しします。本庁が上告したことをご理解をいただけるかと存じます。

前掲御報告したとおり、高裁判決は、①本庁役員が背任行為をしたとは認められない、②反社会的勢力との結託をしているかの記載は本庁の信用を毀損し本庁の秩序を乱す、と認定してくれました。

しかし、本件文書、つまりいわゆる原告稲が作成した檄文の交付行為について、高裁判決は次のように認定・評価しました。

「控訴人は、被控訴人稲が本件文書を交付した行為について、内部において不正行為の是正に向けた努力をすることなく、本件文書を作成・交付し、それがそのまま広く伝播することに任せたものであり、通報の手段方法として相当といえない旨主張する。

しかし、引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(1)カ(補正後のもの)に判示するとおり、被控訴人稲が自ら行った行為は、控訴人組織の一員である理事2名に対する本件文書の交付にとどまり、結果として、本件文書(匿名化版)が多数の関係者からマスコミにまで配布される事態が生じたことについては、それが被控訴人稲の意思に反するものであったとは認められず、その責任の一端が同人にあることは否定できないとしても、本件文書の拡散行為に被控訴人稲自身が関与した事実は認められず、被控訴人稲にこれを阻止する手段があったとも認め難い。そうすると、被控訴人稲について、内部において不正行為の是正に向けた努力をすることなく、本件文書は広く伝播するに任せたことと評価することはできない。したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。」

しかし、皆さん、我々の常識からしてこういう認定をどう思われますか。評議員の皆さんは、原告稲が作成した檄文(本件文書)を読んでいると思います。檄文(本件文書)には、「同僚及び諸先輩方を叱咤し、決起と奮起を求める」と冒

頭にあり、最後にも同じ内容のものがあります。内容を見ても、多くの役員を名指して背任行為に加担している旨の記載です。最後に、「今こそ渾身の勇気を奮ふのだ」とも煽動しています。

これが、「理事2名に対する」文書でしょうか。こういった檄文の宛名や内容から、本当に「拡散」の意図はなかったと思いませんか。理事2名にだけに対し、「今こそ渾身の勇気を奮ふのだ」と求めますか。

他方で、高裁判決は、次のようにも判示しています。

「被控訴人稲は、控訴人の理事2名のみに対し本件文書を交付したものであるが、その内容は、上記のとおり、控訴人の関係者ら全般に向けて人事の一新等のために行動を起こすことを呼び掛けるものであり、また、上記交付に当たり被控訴人稲が理事2名に対し本件文書の秘匿を特に依頼した事実もうかがわれなことからすれば、被控訴人稲としては、交付した理事2名を起点として、本件文書の記載内容に理解を示す可能性のある控訴人の理事等の関係者らに本件文書が交付される事態が生じることを全く想定していなかったとは考え難く、むしろ、そのような事態が生じ得ることを認識し、これを容認する意図の下で本件文書を理事らに交付したものと認めるのが相当である。そして、その結果として、本件文書の作成者部分が墨消しされた本件文書(匿名版)が、控訴人の事務所、少なくとも8つの県神社庁、石清水八幡宮等の神社のほか、マスコミの一部にも郵送され、控訴人の包括する神社の関係者が閲覧する SNS である神社ネットに掲載されるなどしているところ(1(9)ア)、これらの事態に被控訴人稲自身が関与した事実は認められないものの、被控訴人稲の上記認識・意図等に鑑みれば、それが被控訴人稲の意図に反するものであったとは認め難く、結果的にこれらの事態が生じたことについての責任の一端が被控訴人稲にあることは否定できないというべきである。」

つまり、一方で、原告稲の中途半端な関与は認めているとも読めます。このような中途半端な関与しか認めなかったことが、原告稲に対する懲戒解雇がいわば重すぎるとして、有効とは認められなかったのです。

しかし、檄文が広く伝播したことは、評議員の皆さんご理解いただけると思いますが、これによって神社界の秩序が大きく傷つけられました。それゆ、本庁としては、こういう中途半端な認定・評価をする高裁判決には納得できず、上告した、ということです。

今回のような説明文書は、繰り返しになりますが、評議員の皆さんの理解を深めていただくため、今後、いくつかの題材を取り上げて、発信する予定としています。

以上

引用B これは原告稲に対する本件解雇の有効性を判じた下記のイ(解雇理由1に係る行為が被告の信用を毀損するなどの行為であること)からの引用である。この箇所は全体で、イを含むアからキまでで構成され、下記の通り論旨が展開されている。
アで、解雇理由1の事実があることを示し、イで、アの行為が外形的に懲戒事由に該当することを判示。続いて
ウで、「公益通報者保護法」法が適用される場合は懲戒処分は無効となるとして、同法に基づき
エで、①本件文書の真実性及び真実相当性オで、②通報目的が不正の目的でないかカで、③通報の手段方法が相当であるかをそれぞれ検討した結果、
①本件文書には真実相当性があり、②通報目的も正当であり、③その手段も相当な範囲内であったとして、
キ(小括)で、「解雇に相当するものではない」と判断。
報告書が引用したイの「結果的にこれらの事態(本件文書の伝播)が生じたことについての責任の一端が被控訴人稲にあることは否定できない」とする裁判所の認定については、後述の力の部分で、裁判所は“被控訴人稲が直接行った行為は、(略)理事2名に対し本件文書を交付したということにすぎず、上記事情の下では、通報の手段として相当な範囲内のものであった”と明確に判断している。都合の良い部分を引用して勝手に解釈している誹りを免れないのではないか。

判決がしめす疑惑の核心的事実の一例(他は本会HP「自浄.jp」を参照されたい)
「ディンプル社及びメディアミックス社の代表者を務める高橋社長は、(略)神道政治連盟の会長の打田会長(1(1)オ)と20年以上の付き合いがあり(1(3)ウ)、本件財団の前記不動産取引を主に担当したのは、当時本件財団の事務局長と被告の財政部長を兼務していた小野部長であり、当時被告の渉外部長であった打田会長もこれに関与しており、中野職舎及び青山職舎の買主としてディンプル社を新任の財政部長心得の原告瀬尾に紹介したのは、小野部長であった(1(2)オ、1(4)ウ)。
これらのことから、高橋社長が経営するディンプル社及びメディアミックス社は、本件売買以前にも、被告及び被告と関係の深い法人との間で、第三者からみればディンプル社等にとって好条件とみられる取引を繰り返して利益を得ていた事実があり、これらには高橋社長と親しい打田会長が関与したものがあつた」

結論 “神社界全体の秩序の観点”を前面に出して上告理由としているが、それなら左欄に示す通り、本裁判で明らかとなった百合丘職舎売却を巡る数々の疑惑、20年前から繰り返されてきたディンプル社との不透明な不動産取引の実態こそ、神社本庁の秩序崩壊以外の何ものでもないかと、本会は考える。